

令和2年度コンプライアンス推進計画

令和2年3月25日付け元農畜機第7844号

独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人農畜産業振興機構のコンプライアンスの推進に関する基本方針（平成20年6月3日付け20農畜機第1047号。以下「基本方針」という。）に基づき、倫理の保持、個人情報保護の保護、ハラスメント防止をはじめ機構のコンプライアンスを推進するため、令和2年度においては、以下の取組を行うものとする。

1 コンプライアンスの推進体制

(1) コンプライアンス委員会における審議

外部有識者を含むコンプライアンス委員会において、機構のコンプライアンスの推進状況及び次年度のコンプライアンス推進計画等について審議する。

(2) 管理責任者等によるコンプライアンスの推進

コンプライアンスの推進は、部、室及び事務所（以下「部室等」という。）における日頃の取組と役職員一人一人の意識向上による責任ある言動が基本となることから、管理責任者（基本方針の4の（3）の管理責任者をいう。以下同じ。）及び管理責任補助者（基本方針の4の（4）の管理責任補助者をいう。以下同じ。）は、前年度の取組状況を踏まえ、部室等におけるコンプライアンスの推進に必要な措置を講じるものとする。

また、コンプライアンス委員会の開催前に、管理責任者及び管理責任補助者等で構成するコンプライアンス推進会議を開催し、部室等におけるコンプライアンス推進状況の共有、翌年度のコンプライアンス推進計画についての意見交換等を行う。

(3) コンプライアンス推進相談等窓口の運営

コンプライアンスの推進を妨げる行為の防止、当該行為が発生した場合の早期発見及び解決を図るため、機構の内外に設置するコンプライアンス推進相談等窓口においてコンプライアンスに関する相談・通報を受け付け、適切に対応する。

また、本窓口が積極的に活用されるよう役職員への周知に取り組むとともに、相談者が安心して本窓口を利用できるよう相談後の流れを分かりやすく示し、対応に当たっては、相談者が相談したことによって不利益を被ることがないように十分に配慮する。

2 コンプライアンスの推進に向けた取組

(1) 内部統制に関する改善方針に基づく取組

内部統制に関する改善方針に基づき、コンプライアンス推進の取組を強化する。

(2) コンプライアンス推進週間

役職員が日々の行動を振り返り、コンプライアンスへの理解を深める機会として、上期及び下期の年2回、コンプライアンス推進週間を設置し、以下の取組を行う。

ア 教育資材視聴会

教育資材視聴会を、コンプライアンス推進週間の業務時間内に複数回実施する。原則として、全役職員が上期及び下期の教育資材視聴会に参加することとする。

なお、出張等の業務都合で参加できない者には、別途視聴会を開催する、教育資材の貸し出しを行う等の対応を行う。

イ コンプライアンスチェック

役職員のコンプライアンスに関する理解度を点検するため、事務局採点方式でコンプライアンスチェックを実施する。

ウ コンプライアンスカードの配布

倫理規程やハラスメント防止等のポイントを掲載した名刺サイズのコンプライアンスカードを作成し、役職員に配布する。

これにより、役職員が常に倫理規程等のポイントを確認できるようにするとともに、出張先等で利害関係者に機構の立場や倫理規程について説明する際のツールとして活用できるようにする。

エ キャッチフレーズの募集

役職員がコンプライアンスについて考える機会として、コンプライアンスの推進に関するキャッチフレーズを募集する。最もふさわしいキャッチフレーズをポスター等に掲載し、コンプライアンスの推進に活用する。

オ アンケート調査等

前年度に実施した認識度調査のフォローアップ及びコンプライアンス上の問題等を把握するため、アンケート調査を実施する。

また、職場のコミュニケーションを促進し、風通しの良い職場環境をつくるため、管理職を対象に自己点検を実施する。

これらの結果は、管理責任者及び管理責任補助者にフィードバックする。

(3) コンプライアンスの推進に関する各種研修

ア 新規採用職員等に対する研修

新規採用職員、新任管理職員等に対し、それぞれのステージに応じたコンプライアンスに関する知識を習得させるため、コンプライアンス委員会事務局による研修を実施する。

イ eラーニング研修

役職員のコンプライアンスに関する知識を深めるため、eラーニング方式による研修を実施する。

ウ 集合型研修

役職員のコンプライアンスに関する知識を深めるため、機構内外の講師による研修を実施する。

(4) コンプライアンスに関する認識度調査

部室等におけるコンプライアンスの推進状況を点検するとともに、管理職員と非管理職員との間のコンプライアンスに関する認識のずれ等を把握するため、職員を対象に調査を実施する。調査結果から、機構におけるコンプライアンス推進の課題を把握し、コンプライアンス推進の取組に反映させる。また、部室等の調査結果を管理責任者及び管理責任補助者にフィードバックし、コンプライアンス上の問題等があると思われる場合は、改善を促す。

(5) コンプライアンスに関する情報の提供

コンプライアンスに対する理解を深めるため、コンプライアンスに関する事例集や有益な情報、規程等をイントラネットに掲載し、必要に応じて拡充・更新する。

3 コンプライアンスに関する情報の積極的な公開

機構のコンプライアンスに関する情報公開を積極的に進めるため、基本方針及び推進計画、コンプライアンス委員会の審議内容等（同委員会において公表が適当でないとしたものを除く。）について、ホームページで随時公表する。